

資料

令和5年1月23日

海南市水道料金審議会

(第4回)

海南市水道部

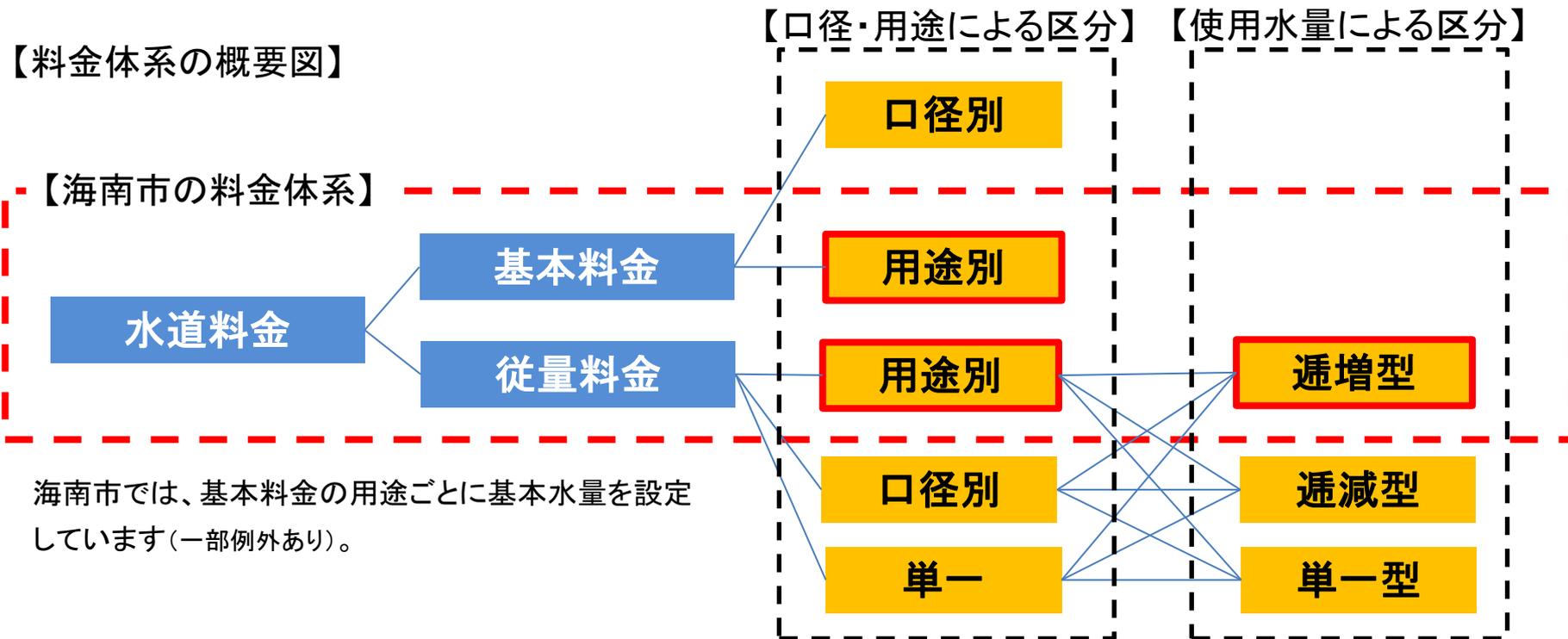


料金体系の設定について

料金体系の概要(第2回審議会資料より)

- 水道料金は基本料金(※1)と従量料金(※2)から構成され、従量料金は、使用水量によって単価が変動するものと使用水量によらず単価が変わらない単一のものがあります。
 - (※1) 基本料金:使用水量の有無に関わらず、水道メーターの口径や用途に応じて発生する料金
 - (※2) 従量料金:使用水量に応じて発生する料金
- 水道料金の設定方法には、水道使用者の用途別に設定する方法(用途別料金体系)と水道メーターの口径の大きさの違いにより設定する方法(口径別料金体系)があります。
- 海南市の現行の水道料金は、用途別料金体系で、従量料金は、使用水量が増えるにつれ単価が高くなる「逦増型」を採用しています(一部例外あり)。

【料金体系の概要図】



【用途別・口径別料金体系の水道料金表の例について】

【用途別の例】海南市の現行の水道料金表(税込)

種別	用途	給水料金(1か月につき)			
		基本料金	従量料金(1m ³ につき)		
専用給水装置	1 家事用	基本水量 ~10m ³ 1,397円	11~20m ³	139円	通増型料金 単一型料金
			21~50m ³	178円	
			51m ³ ~	196円	
	2 業務用	~20m ³ 2,794円	21~50m ³	178円	
			51~100m ³	215円	
			101m ³ ~	240円	
	3 官公署 会社・学校 病院等用	~20m ³ 2,794円	21~50m ³	178円	
			51~100m ³	215円	
			101m ³ ~	240円	
	4 湯屋営業用	~200m ³ 16,830円	201m ³ ~	88円	
5 特設給水用	~10m ³ 2,794円	11m ³ ~	292円		
6 岸壁給水用	—	1m ³ につき	292円		
7 船舶給水用	—	1m ³ につき	176円		
共用	1 家事用	1戸当たり ~10m ³ 1,397円	11~20m ³	139円	
			21~50m ³	178円	
			51m ³ ~	196円	

海南市の現行のメーター使用料(1か月につき)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm
使用料金	66円	110円	132円	253円	935円
口径	75mm	100mm	150mm	200mm	
使用料金	1,265円	2,035円	3,245円	4,895円	

【口径別の例】和歌山市の水道料金表(税込)

種別	用途・メーターの口径	給水料金(1か月につき)		
		基本料金	従量料金(1m ³ につき)	
専用給水装置	13mm	770円	~10m ³	22円
			11~20m ³	154円
	20mm	1,100円	21~30m ³	181円50銭
			31~50m ³	220円
	25mm	1,540円	51~100m ³	275円
			101m ³ ~	363円
	40mm	3,850円	~20m ³	154円
			21~30m ³	181円50銭
	50mm	7,260円	31~50m ³	220円
			51~100m ³	275円
	75mm	14,740円	101m ³ ~	363円
			100mm	23,540円
150mm	50,600円			
		200mm	72,600円	
共用浴場用	~150m ³ 8,800円	151m ³ ~	71円50銭	
		特殊用	~20m ³ 7,920円	21m ³ ~ 517円
共用	共用(1戸あたり)	770円	専用給水装置のメーターの口径13mmを適用	

用途別・口径別料金体系の特徴、メリット・デメリット

	用途別料金体系	口径別料金体系
特徴	用途(家事用、業務用等)別に料金を設定	水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 用途別に異なる料金を設定し、家事用以外の用途に負担を求めることにより、生活用水への配慮が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量が概ね水道メーターの口径の大きさにより変わり、その水量に比例して維持管理費用が大きくなると考えられることから、用途別料金体系に比べ、費用負担の公平性と料金体系の明確性の点で優れている。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 用途別に異なる料金を設定する客観的かつ明確な基準がなく、公平性に欠ける。 用途区分の判断が困難な場合がある。 同じ用途であっても大口使用者と小口使用者で基本料金が同じである。 	<ul style="list-style-type: none"> 用途別料金体系から口径別料金体系に移行する際、水道料金の激変を招く場合がある。

海南市が目指す料金体系方針(案)

	用途別・口径別	基本水量	従量料金
現状	用途別	あり	逓増型
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 水道の普及率がほぼ100%である状況を踏まえ、費用負担の公平性、料金体系の明確性を確保するため、口径別料金体系を採用します。 入浴料金の上限が定められている湯屋営業用は用途区分を存置します。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道の普及率がほぼ100%である状況を踏まえ、節水努力が反映されるよう基本水量を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活用水としての使用に配慮し、料金改正(値上げ)の影響を小さくするため逓増型の料金体系を維持する必要があります。
案	口径別(湯屋営業用の存置)	なし	逓増型の継続

料金体系について ～用途別・口径別の選択～

<現状>

○水道を普及させ清浄な水により公衆衛生の向上を実現するため、家事用とそれ以外の用途の負担能力の違いに着目し、用途に応じ料金に差を設けるという社会政策的な配慮から用途別の料金体系を採用しています。

<課題>

- 水道が普及し、全国的に用途別から口径別に料金体系を見直す傾向にある中、客観的かつ明確な基準がなく、社会政策的な配慮から用途別に異なる料金を設定する意義が薄らいでいます。
- 家事用であるか業務用であるかなどの明確な用途区分が難しい場合があります。
- 湯屋営業用については、和歌山県が入浴料の上限(統制料)を定めており、自由に料金を設定できず、水道料金の値上げ額を入浴料に転嫁できない場合があります。

<今後の方針・方向性>

- 使用水量が概ね水道メーターの口径の大きさにより変わり、その水量に比例して維持管理費用が大きくなると考えられることから、費用負担の公平性と料金体系の明確性をより一層確保するため、口径別の料金体系を採用します。
- 湯屋営業用については、現行の用途別の料金体系を存置します。

基本水量について

<現状>

- 基本料金に一定の水量を付与する基本水量を設定(例:家事用であれば10m³/月)しています。
- 公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的としています。
- 1か月あたりの使用水量が基本水量以下である家事用の割合は、32.3%(令和4年10月時点)です。

<課題>

- 基本水量以下で使用する場合、使用水量と費用負担との整合性に欠けます。
- 使用水量が基本水量以下の使用者が増加傾向にある中、使用者の節水努力が料金に反映されません。

<今後の方針・方向性>

- 水道の普及率はほぼ100%であり、水道を普及させ清浄な水の使用を促す所期の目的は概ね達成されたものと考えられます。
- 料金負担の公平性に配慮し、使用水量に応じた料金体系とするため、基本水量を廃止します。

従量料金の逡増型の料金設定について

<現状>

- 使用水量が増えるほど従量料金の単価が高くなる逡増型の料金体系を採用しています。
- 生活用水への配慮や、高度経済成長期のように水需要が増大していた時代における水使用の抑制を図ることを目的としています。

<課題>

- 一般家庭など、主に生活用水として使用している少量使用者に配慮した料金体系のため、給水原価を下回っている(原価割れの)戸数は、家事用全体の99.7%となっています。
- 有収水量の減少傾向が続く現状では、逡増度が高いほど減収影響が顕著になります。
- 従量料金の単価を均一とした場合には、主に生活用水として使用している使用者の過重な負担に繋がるため、当該使用者への配慮が必要です。

<今後の方針・方向性>

- 多量使用者と少量使用者間の負担の公平性の観点から、逡増度を解消することが望ましいが、料金改定(値上げ)に伴う少量使用者への負担に配慮するため、逡増型を維持します。

料金表の確定について

新料金表案①

- 平均改定率16%の増を前提に、基本料金は口径別、基本水量は廃止、従量料金の単価は単一とし、水道料金算定要領に示された算定方法により料金を設定しました。
- 湯屋営業用の料金は、現行の料金単価をもとに基本料金のみを平均改定率の16%増とし、従量料金の単価は、据え置くものとして設定しました。

単位：円(税込)

口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)
13 mm	926	147
20 mm	2,096	
25 mm	3,270	
40 mm	8,703	
50 mm	14,467	
75 mm	33,613	
100 mm	61,633	
150 mm	142,178	
200 mm	256,643	

口径別料金体系

基本水量は廃止
従量料金は単一

用途	算定方法 (1か月分)
湯屋営業用	200㎡までは19,522円、200㎡を超える場合は19,522円に1㎡につき88円を加算して得た額に、口径別メーター使用料(現行のメーター使用料に18%を加算)を加算して得た額

■現行料金と新料金表案①との料金比較

<家事用(口径13mm)>

(税込)

使用水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
現行料金	1,463円	1,463円	2,853円	4,633円	6,413円	8,193円	17,993円
案 ①	926円	2,396円	3,866円	5,336円	6,806円	8,276円	15,626円
増減額	▲537円	933円	1,013円	703円	393円	83円	▲2,367円
改定率	▲37%	64%	36%	15%	6%	1%	▲13%

料金の内訳: 家事用(口径13mm)、使用水量20m³の場合

	合計	内訳: 基本料金		内訳: 従量料金
		給水料金	メーター	
現行料金	2,853円	1,397円	66円	1,390円…139円/m ³ ×10m ³
案 ①	3,866円	926円		2,940円…147円/m ³ ×20m ³

<業務用(口径40mm)>

(税込)

使用水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
現行料金	3,047円	3,047円	3,047円	4,827円	6,607円	8,387円	19,137円
案 ①	8,703円	10,173円	11,643円	13,113円	14,583円	16,053円	23,403円
増加額	5,656円	7,126円	8,596円	8,286円	7,976円	7,666円	4,266円
改定率	186%	234%	282%	172%	121%	91%	22%

料金の内訳: 業務用(口径40mm)、使用水量50m³の場合

	合計	内訳: 基本料金		内訳: 従量料金
		給水料金	メーター	
現行料金	8,387円	2,794円	253円	5,340円…178円/m ³ ×30m ³
案 ①	16,053円	8,703円		7,350円…147円/m ³ ×50m ³

新料金表案② ～激変緩和に配慮した体系～

- 平均改定率16%の増を前提に、新料金の単価を現行の料金単価の18%増とし、基本料金は口径別、基本水量は廃止、従量料金の逡増度は1.72(現行は1.73)として料金を設定しました。
- 湯屋営業用の料金設定は、新料金表案①の湯屋営業用と同様としました。

単位:円(税込)

口径	基本料金		従量料金(1m ³ につき)				
	給水料金	メーター	1~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
13 mm	1,483	78		165			
20 mm		129					
25 mm		156					
40 mm	2,966	298	16	210	254	283	
50 mm		1,103					
75 mm		1,492					
100 mm		2,401					
150 mm		3,829					
200 mm		5,776					

用途	算定方法(1か月分)
湯屋営業用	200m ³ までは19,522円、200m ³ を超える場合は19,522円に1m ³ につき88円を加算して得た額に、上表の口径別メーター使用料を加算して得た額

※新料金表案②は、新料金表案①と比較すると、一部の使用者の改定率が急激に増加することのないよう、バランスに配慮した体系となっています(12ページ参照)。

■現行料金と新料金表案②との料金比較

<家事用(口径13mm)>

(税込)

使用水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
現行料金	1,463円	1,463円	2,853円	4,633円	6,413円	8,193円	17,993円
案②	1,561円	1,721円	3,371円	5,471円	7,571円	9,671円	22,371円
増加額	98円	258円	518円	838円	1,158円	1,478円	4,378円
改定率	7%	18%	18%	18%	18%	18%	24%

料金の内訳: 家事用(口径13mm)、使用水量20m³の場合

	合計	内訳: 基本料金		内訳: 従量料金
		給水料金	メーター	
現行料金	2,853円	1,397円	66円	1,390円…139円/m ³ ×10m ³
案②	3,371円	1,483円	78円	1,810円…16円/m ³ ×10m ³ +165円/m ³ ×10m ³

<業務用(口径40mm)>

(税込)

使用水量	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
現行料金	3,047円	3,047円	3,047円	4,827円	6,607円	8,387円	19,137円
案②	3,264円	3,424円	3,584円	5,684円	7,784円	9,884円	22,584円
増加額	217円	377円	537円	857円	1,177円	1,497円	3,447円
改定率	7%	12%	18%	18%	18%	18%	18%

料金の内訳: 業務用(口径40mm)、使用水量50m³の場合

	合計	内訳: 基本料金		内訳: 従量料金
		給水料金	メーター	
現行料金	8,387円	2,794円	253円	5,340円…178円/m ³ ×30m ³
案②	9,884円	2,966円	298円	6,620円…16円/m ³ ×20m ³ +210円/m ³ ×30m ³

県内各市の水道料金について

県内各市の水道料金比較表〔家事用（口径13mm）〕

（令和3年12月現在、税込）

団体名 項目	海南市 ～現行～	海南市 ～改定後～	岩出市	橋本市	有田市	御坊市	和歌山市	紀の川市	田辺市	新宮市
料金体系	用途別	口径別	用途別				口径別			
基本料金	10m ³ まで 1,397円	1,483円	10m ³ まで 1,100円	10m ³ まで 1,980円	10m ³ まで 1,210円	10m ³ まで 1,100円	770円	1,258.4円	10m ³ まで 1,210円	10m ³ まで 1,100円
従量料金	11～20 139円/m ³ 21～50 178円/m ³ 51～ 196円/m ³	1～10 16円/m ³ 11～20 165円/m ³ 21～50 210円/m ³ 51～100 254円/m ³ 101～ 283円/m ³	11～30 132円/m ³ 31～ 165円/m ³	11～ 198円/m ³	11～ 121円/m ³	11～ 121円/m ³	1～10 22円/m ³ 11～20 154円/m ³ 21～30 181.5円/m ³ 31～50 220円/m ³ 51～100 275円/m ³ 101～ 363円/m ³	1～10 47.3円/m ³ 11～20 187円/m ³ 21～30 210.1円/m ³ 31～40 223.3円/m ³ 41～ 245.3円/m ³	11～20 99円/m ³ 21～30 132円/m ³ 31～40 165円/m ³ 41～70 220円/m ³ 71～ 242円/m ³	11～30 165円/m ³ 31～60 192.5円/m ³ 61～ 222.5円/m ³
メーター使用料	66円	78円	基本料金に含まれる	基本料金に含まれる	132円	110円	基本料金に含まれる	基本料金に含まれる	基本料金に含まれる	基本料金に含まれる
10m ³ 水道料金	1,463円 3	1,721円	1,100円 1	1,980円	1,342円	1,210円	990円 2	1,730円	1,210円	1,100円
20m ³ 水道料金	2,853円	3,371円	2,420円	3,960円	2,552円	2,420円	2,530円	3,600円	2,200円	2,750円
基本水量	10m ³	なし	10m ³	10m ³	10m ³	10m ³	なし	なし	10m ³	10m ³
逓増度（※1）	1.73  1.72 （※2）		1.25	1.00	1.00	1.00	2.36	1.31	2.44	1.35
備考				平均改定率11% R2.4.1改定				平均改定率18% R2.4.1改定		

（※1）逓増度＝従量料金の最高単価／最低単価（使用水量10m³以下の料金単価は除く）

（※2）逓増度1.73＝業務用の従量料金の最高単価 240円／家事用の従量料金の最低単価 139円

◇参考 全国平均（家事用） 10m³：1,597.4円 20m³：3,317.1円（令和3年4月1日時点）